

平成27年

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会

会 議 録

平成27年2月12日招集

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会



---

平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 会議録

平成27年2月12日(木) 午後2時開議

レンブラントホテル鹿児島 2階 桜島の間

---

議事日程〔第1号〕

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 4 議案第2号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 5 議案第3号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 6 議案第4号 平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第5号 平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第6号 平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 9 議案第7号 平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(14人)

2番	仮屋	秀一	議員	4番	笹山	義弘	議員
5番	下本地	隆	議員	6番	持留	良一	議員
7番	宮路	高光	議員	9番	下迫田	良信	議員
10番	竹田	光一	議員	11番	霜出	勘平	議員
12番	道上	正己	議員	13番	大山	辰夫	議員
14番	仮屋	良二	議員	15番	楠元	忠洋	議員
16番	水口	孝俊	議員	20番	日高	好作	議員

---

欠席議員(5人)

1番	森	博幸	議員	3番	中西	茂	議員
8番	前田	終止	議員	17番	房	克臣	議員
18番	徳田	康光	議員				

---

説明のため出席した者(13人)

広域連合長	岩切	秀雄	君	事務局長	前田	愼一	君
事務局次長	村田	勉	君	総務課長	有村	哲	君
業務課長	福永	典明	君	総務課主事	門田	真幸	君
総務課主事	松村	誠司	君	業務課主査	堀	有貴子	君
業務課主事	平山	雅章	君	業務課主事	菊田	みゆき	君
業務課主事	久保	龍介	君	業務課主事	隈元	博史	君
業務課主事	森田	晃平	君				

---

職務のため出席した者(1人)

事務局主事 脇 美奈子 君

= 開会：午後 2 時 0 0 分 =

**議長（仮屋 秀一君）** これより、平成 27 年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

平成 26 年 12 月 29 日付けで前天城町議会議長の平山栄助議員が、同町議会議員の任期満了に伴い、広域連合規約第 9 条第 2 項の規定により、広域連合議会議員を失職しましたことを御報告いたします。

次に、お手元に配布いたしましたとおり監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による「例月現金出納検査」の結果について、報告書が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程〔第 1 号〕のとおりであります。

**議長（仮屋 秀一君）** それでは、日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今議会の会議録署名議員は、議席番号 10 番 竹田光一議員及び議席番号 11 番 霜出勘平議員を指名いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第 2「会期の決定」を議題といたします。

今議会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

**議長（仮屋 秀一君）** ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

**広域連合長（岩切 秀雄君）** 皆さん、こんにちは。

平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会に臨み、所信の一端を述べます。

議員の皆様方には、大変御多用な中、御出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、後期高齢者医療制度につきましては、議員の皆様方をはじめ、関係機関の御理解・御協力のお陰を持ちまして円滑な運営が図られていることに深く感謝を申し上げます。

さて、国におきましては、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるように、本年1月13日に開催されました社会保障制度改革推進本部におきまして、医療保険制度改革骨子が決定され、今後はこの骨子に基づき、各年度において必要な予算措置を講ずるとともに、本年の通常国会に所要の法案を提出する予定とのことでございます。

広域連合といたしましては、国の動向を注視し、高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう現行制度の円滑な運営に努めるとともに、被保険者の皆様の健康の維持・増進を図ってまいりたいと考えております。

本日は、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算並びに平成27年度の当初予算など7件の議案を御提案いたしておりますので、何卒、慎重な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、今後とも当広域連合の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第3 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の

件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」について、  
御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この条例は、行政手続法第46条の地方公共団体の措置に関する規定の趣旨に則り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、以て住民の権利利益の保護に資することを目的として、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めたものでございますが、昨年、事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、行政手続法の一部も改正され、本年4月1日から施行されますことから、当広域連合においても法改正に併せて所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表で御説明いたします。

今回の改正に当たっては、主な改正点が3点ございます。

1 1ページをお開き願います。

まず1点目でございますが、第34条の行政指導の方式の第2項として、行政指導をする際、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分権限を行使し得る旨を示すとき、その相手方に対して提示しなければならない事項についての規定を新たに設けることとしております。

2点目につきまして、11ページ下段から12ページにかけてでございますが、第35条の次に第35条の2として、第1項に法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと考えられるときは、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要

な措置をとることを求めることができること、第2項に、その申出に当たって提出すべき申出書の記載事項、第3項に、中止等の申出を受けた場合は、必要な調査を行い、当該行政指導が規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこと、という行政指導の中止等の求めについての規定を新たに設けることとしております。

3点目につきましては、12ページ下段から13ページにかけてでございますが、新たな章として、「第4章の2 処分等の求め」という章を設け、第35条の3として、第1項に、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導が行われていないと考えられるときは、何人も当該処分又は行政指導を行う権限を有する機関等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができること、第2項に、その申出に当たって提出すべき申出書の記載事項、第3項に、申出を受けた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないことという法令違反を発見した場合の是正処分等の求めについての規定を新たに設けることとしております。

このほか、併せて字句の表記についても整理しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** これより、表決に入ります。

それでは、議案第1号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政  
手続条例の一部を改正する条例制定の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第4 議案第2号「鹿児島県後  
期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制  
定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療  
広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」につ  
いて、御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開き願います。

この条例は、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、  
個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いに関する基本的  
事項を定めるとともに、広域連合の実施機関が保有する個人情報の  
開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするもので  
ございますが、平成25年5月に、「行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」  
をはじめとする社会保障・税番号制度の関連4法案が成立し公布  
されました。

この番号法第31条において、番号法及び個人情報保護法等に

よって、行政機関等が講じることとされている特定個人情報の取扱い等に関する措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体もその保有する特定個人情報の取扱いについて、同様の措置を講ずることとされておりますため、当広域連合も個人情報保護条例の改正を行い、当広域連合が保有する特定個人情報の取扱い等について定めようとするものでございます。

なお、行政手続等における個人番号の利用開始は平成28年1月からであり、その利用開始に向けて、本年10月には、住民票のある自治体から個人番号が被保険者に通知されることとなっておりますが、本年7月には、広域連合が使用している標準システムの番号制度対応版が出る予定となっております。データの独自利用前に初期突合作業を行う必要がありますことから、その前までに条例改正を行っておかなければならないため、今議会に提案するものでございます。

それでは、条例の主な改正内容でございますが、新旧対照表で御説明いたします。

18ページ、19ページをお開き願います。

第2条の「定義」において、番号法に規定されている特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報を新たに追加いたしますとともに、この3つの情報や記録についての保護措置として、第11条の次に第11条の2「保有特定個人情報の利用の制限」及び第11条の3「特定個人情報の提供の制限」の規定を新たに設けますほか、第11条以降の該当条項に必要事項を加えることといたしております。

20ページをお開き願います。

次に、第15条の「開示請求権」において、保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人が開示請求できる旨を新たに追加いたしますほか、開示の実施や訂正請求権、利用停止請求権等の該当条項についても、同規定を適用することとしております。

また、今回、条例改正を行うに当たって、条文を精査いたしま

したところ、一部現状にそぐわない点がございましたので、併せて文言の整理を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田 慎一 事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一 君）** これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番 持留議員。

〔持留 良一 議員 起立〕

**6 番（持留 良一 君）** 1 点だけお聞きしておきたいと思うんですけども、いわゆるマイナンバー法の関係だろうというふうに、関係しての整理だろうと思うんですけども、この問題については、いろいろ情報の漏洩とか含めて、まだまだ課題があるということで、例えばアメリカとか韓国とか、いろいろ問題が起きているようなんですけども、特にアメリカなんか成り済まして手続を取るということもあったりするというようなことがあるんですが、そういう意味でセキュリティ対策、いわゆるリスク対策も含めてなんですけれども、そういう点では本連合はどんなふうにかこの問題については対応されていくんでしょうか。

〔持留 良一 議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一 君）** 前田事務局長。

〔前田 慎一 事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一 君）** まず、私どもが保有いたします個人情報等の保護措置について、どのような取り組みをしているのかというお尋ねかと思えます。

この特定個人情報の取扱いにつきましては、この番号法の規定によりまして、一般法より厳格な保護措置を設けているところでございます。

具体的に申しますと、番号法の規定によるものを除きまして、特定個人情報の収集、保管は禁止されております。

それから特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する特定個人情報保護評価を行うこととなっております。

また、個人番号事務実施者に対し、特定個人情報保護委員会による監視、監督を行うことができるようになっておりますほか、罰則も強化されているといったような状況がございます。

それからシステム面におきまして、個人番号の一元管理は行わず、分散管理を行うこととなっております。情報連携におきましても、直接個人番号を用いるのではなく、業務ごとに割り振られた符号で連携することとなっております。

そこで広域連合の取り組みといたしましては、私どもの職員又は市町村の担当職員の方々に対しまして、窓口業務において本人確認を徹底すること、それから個人番号を電話等で取り扱わない等の職員研修を行って、その個人情報保護について慎重を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、広域連合内におきましても、個人番号の記載のある公文書用の施錠付きの保管庫を設置いたしましたり、電算処理システムにおけるアクセスログ収集の強化等によって、特定個人情報の保護に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 持留議員、よろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） 僕らが心配するのは、今までもそういう形

でやってこられて、やっぱり情報というのはいろんな形でそれに、またいわゆる「いたちごっこ」ではないですけどね。そういう関係で、どうしても情報に関して漏れるというか、また情報を欲しがるといふ向きがどうしてもなってくる部分が多いのかなというふうに思うんですけども、特に自治体との関係ですね。この部分でやっぱりきちっと対応ができないと、やはり問題が出てくるのか。

というのは、今後、当面は自治体という部分ですが、今後は民間も含めてそれが活用の門戸が開かれるということをお聞きをしていますので、そうやってきたときに非常にリスクが高くなっていくというふうな懸念もどうしても出てくるんですよ。

だからそのあたりで市町村との関係も含めて、先ほどの手続きだと徹底をするということですけども、やはり人間がやる仕事の面も出てきます。

またそれを確認といってもどうしても、先ほど言いましたけど、成り済ましてということもあり得るだろうというふうな思うんですよ。そのあたりをやっぱり徹底されるといっても、どんなふうな形で徹底されていくのか、ちょっとその点だけ確認させていただきます。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** いろいろと御心配をされていることかと思えますけれども、私どももこの番号制度、今後始まるに従いまして、まだまだいろいろとこの制度の中身につきまして、今まだ構築途中のものもございまして、そのへんの出来上がるのを待ちまして、よく内容を理解した上で、またそれぞれ情報を保有する市町村でございますとか県とか、ほかの行政機関等の連携につきましても、そのへんの遺漏がないように、今後、研修の充実

を図るなりして、1回限りということではなくて、逐次そのへんの研修強化に努めて、個人情報の保護について徹底をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** これより、表決に入ります。

それでは、議案第2号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第5 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」について、御説明申し上げます。

議案書の25ページをお開き願います。

この条例は、低所得者等に係る保険料軽減特例措置等の財源に充てるため、国から交付される交付金を運用する基金条例でございますが、当該軽減特例措置が1年間延長され、平成27年度においても継続実施されることに伴い、平成27年3月31日限りでこの条例が失効するとしているものを1年延長して、平成28年3月31日限りとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） 2点ほどお聞きをしたいと思うんですけども、昨年これは延長されて、そしてまた一定の枠の拡大というのがあって、大変評価ができたというふうに思っているんですけども、あの時もちょっとお尋ねしたんですけども、1つは、運用実績について、今年も約当初予算で19億近い金額が繰り入れられているし、非常に内容としてもこの中身が非常に求められている内容だろうと、そういうことで延長もあったと思うんですが、この1つは運用の問題と運用実績ですね。

それからあと2点目は、あの時、やっぱり恒久的な対策というのが、やはりこの現状の中、負担が増え、保険料も引き上げの中で、やはりこの部分の恒久的な対策として、やっぱり必要じゃないかということで、国に対してもそういう意見を述べるべきではないか、求めるべきではないかと、確か言ったような記憶があるんですけど、この2点についてお聞きしたいと思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

事務局長（前田 慎一君） まず、運用実績ということでございますけれども、この特例措置、私どもの鹿児島県におきまして、どの程度の方々がこの特例措置によって軽減を受けているかということでございますけれども、まず均等割軽減の9割、それから8.5割の軽減というのがございます。

これは平成25年度の数字が今出ておりますので、それで申し上げますと、被保険者数で9割軽減が7万5,319人、それから8.5割軽減が6万5,594人という数字が上がってございます。

それから所得割軽減につきましては、平成25年度で2万3,478人といった被保険者数が、この特例措置による軽減措置を受けていると。

その軽減額でございますけれども、均等割の9割の方で、額にいたしまして32億8,266万円ほど、それから8.5割で27億409万円ほどでございます。それから所得割で2億7,867万円ほどといったような状況でございます。

それから恒久対策ということでのお尋ねでございますけれども、これは私ども広域連合といたしましても、全国の協議会等を通じまして、国にこれまで要望してきたところでございますけれども、先ほど広域連合長のあいさつの中でもございましたように、去る1月、社会保障制度改革推進本部の方で決定をされました医療保険制度改革の骨子の中で、この特例措置については、平成29年度から本則に戻すということで、段階的に縮小していくという方向性が打ち出されたところでございます。

私ども、今後、この特例措置が縮小され、廃止されていくという行程の中で、国のほうで低所得者に対しましては、激変緩和措置を取っていくといったようなこともございますし、これと併せまして、例えば介護保険料の軽減でございますとか、年金生活者

に対する支援給付金、そういったものも併せてやっていくんだと  
いったようなことを言ってございます。

その具体的な内容につきましては、また今後、国のほうで検討  
していくということでございますので、私どもといたしましても、  
低所得者に対しまして、きちんとした、またそれに代わる手当が  
できないのかどうか、そのへんのことも含めまして、また九州の  
ブロックでございますとか、全国の協議会等を通じまして、国に  
対し私どもの声は届けてまいりたい、というふうに考えていると  
ころでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** これより、表決に入ります。

それでは、議案第3号「鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期  
高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の  
件」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第6 議案第4号「平成26年  
度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」  
を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田愼一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 愼一君）** 議案第4号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出をそれぞれ1,358万4千円減額し、予算の総額を8,909万円といたしております。

主な点について、事項別明細書で御説明いたします。

33ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金を1,358万4千円減額いたしております。これは、平成26年度の執行見込み残を減額するものであり、第4四半期分の市町村負担金で調整することといたしております。

次に、歳出でございます。

34ページをお開き願います。

第1款第1項第1目 議会費で162万5千円減額いたしております。これは、当初予算で計上していた臨時議会開催経費について、今後、開催の見込みがないことから減額するものでございます。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費で794万2千円減額いたしております。これは、主なものといたしまして、第3節 職員手当等については、職員の時間外勤務手当、第9節 旅費については、26年度に新たに派遣された職員の赴任旅費や運営委員会及び幹事会での委員等の欠席による旅費、第19節 負担金、補助及び交付金については、派遣職員の人件費に係る負担金額の不用見込み額など、いずれも執行見込み残を減額するものでございます。

第4款第1項第1目 予備費で401万7千円減額いたしております。これは、昨年11月の第2回定例会においてお認めいただきました第1号補正予算で増額した分を当初予算額に減額することで、市町村共通経費の総額を少なくし、各市町村の負担金額を抑えようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田愼一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** これより、表決に入ります。

それでは、議案第4号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第7 議案第5号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第5号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

議案書の37ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出をそれぞれ66億2,986万1千円減額し、予算の総額を2,620億308万1千円といたしております。

減額の主な理由は、39ページに記載してございますように、歳出の第2款 保険給付費が3月までの執行見込みで当初の見込みに対して約71億円の減となったことに伴うものでございます。主な点について、事項別明細書で御説明いたします。

44ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金を4,814万4千円減額いたしております。これは、歳出において共通経費市町村負担金を財源としている一般管理費、医療費適正化事業費等に執行残が見込まれるため減額するものであり、第4四半期分の市町村負担金で調整することといたしております。

第2目 保険料等負担金を4億3,415万5千円減額いたしております。これは、被保険者数が当初の見込みを下回ったこと等により減額するものでございます。

第3目 療養給付費負担金を6億1,346万2千円減額いたしております。これは、療養給付費の見込みに基づき減額するものでございます。

第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を18億4,038万6千円、第2目 高額医療費負担金を3,199万6千円、それぞれ減額いたしております。これも、療養給付費及び高額医療費の見込みに基づき減額するものでございます。

第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金を6億6,362万

7千円減額いたしております。これは、交付対象となる給付費等総額の減により普通調整交付金を7億4,036万3千円減額し、長寿・健康増進事業に係る国庫補助金の確定見込みにより、特別調整交付金を7,673万6千円増額することによるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を4,283万7千円減額いたしております。これは、後発医薬品普及促進事業や重複・頻回受診者訪問指導事業における委託料の見込みに基づき減額するものでございます。

45ページを御覧ください。

第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金を6億1,346万2千円、第2目 高額医療費負担金を3,199万6千円、それぞれ減額いたしております。これは、療養給付費及び高額医療費の見込みに基づき減額するものでございます。

第2項第1目 財政安定化基金交付金を10億円減額いたしております。これは、医療給付費の3月までの執行見込みなどにより、財政安定化基金を取り崩す必要がなくなったことによるものでございます。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金を12億8,704万6千円減額いたしております。これは、医療給付費の3月までの見込みによる支払基金交付金の今年度見込みに基づき減額するものでございます。

第7款 繰入金 第2項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を3,591万4千円減額いたしております。これは、被扶養者及び低所得者の保険料軽減措置分や周知広報等の決算見込みに基づいて減額するものでございます。

46ページをお開き願います。

第8款 諸収入 第3項第2目 返納金を1,107万8千円増額いたしております。これは、医療機関や負担割合変更に伴う被保険者からの返納見込みに基づき増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

47ページを御覧ください。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費を6,186万7千円増額いたしております。これは、第3節 職員手当等から第13節 委託料までは、いずれも執行残見込みの減額でございますが、第19節 負担金、補助及び交付金は、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金の確定見込みに基づき、市町村への補助金が増額となることによるものでございます。

第2項 医療費適正化事業費 第1目 レセプト点検事業費を2,596万7千円減額いたしております。これは、レセプト二次点検等業務委託料に執行残が生じたことにより減額するものでございます。

48ページをお開き願います。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費を67億3,092万9千円減額、第2目 療養費を2,183万4千円増額、第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費を3億2,760万2千円減額、第2目 高額介護合算療養費を7,833万9千円減額いたしております。これらはいずれも、過去2か年の給付傾向と今年度11月までの実績を踏まえた3月までの執行見込みに基づくものでございます。

49ページを御覧ください。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費を798万7千円増額いたしております。これは、市町村が行う健康診査事業の事業計画の変更により、長寿健診補助金の実績見込み額が当初の見込みより増加するため増額するものでございます。

50ページをお開き願います。

第8款 諸支出金 第1項第4目 償還金を2,479万9千円増額いたしております。これは、説明欄に記載してございますように、平成25年度の特別調整交付金返還金、また、高額療養費負担金の国、県への返還金などの確定によるものでございます。

第9款 予備費 第1項第1目 予備費は、財源組み替えなどの経費として4億2,751万5千円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終わります。

**議長（仮屋 秀一君）** これより、表決に入ります。

それでは、議案第5号「平成26年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第8 議案第6号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第6号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

議案書の53ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,673万円としており、職員数減員の関係で、前年度より1,192万7千円の減となっております。

主な点につきまして、事項別明細書で御説明いたします。

59ページをお開き願います。

まず歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金 第1項第1目 事務費負担金は、市町村からの共通経費負担金として、前年度より1,192万7千円減の8,672万7千円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

60ページ、61ページをお開き願います。

第1款第1項第1目 議会費は、定例会2回、臨時会1回、計3回の議会開催経費として21万8千円減の407万8千円を計上いたしております。

第2款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、総務課及び会計室職員の時間外勤務手当、幹事会、運営委員会、各種会合の旅費及び職員の赴任旅費、事務室の借上料、派遣職員の人件費負担金など8,120万7千円を計上いたしております。

前年度と比較いたしまして1,172万9千円の減となっておりますが、これは平成27年度から総務課、会計室の職員数を1名減員することにより、第9節 旅費において職員の赴任旅費が減となったこと、第19節、負担金、補助及び交付金において、派遣元の市町村に支払う人件費等負担金が減となったこと等によるものでございます。

一方、第13節 委託料は、新たに例規集データベース構築及び更新業務を委託することとし、前年度より増となっております。

この例規集データベース構築は、平成19年度に予算化されたものの、当時、後期高齢者医療制度の先行きが不透明であることなどから、予算執行を見送られた経緯がございますが、すでに制度開始から7年が経過しようとしており、制度も定着してきましたことから、今回、例規集のデータベース構築を行おうとするものでございます。

また、第14節 使用料及び賃借料のうち賃借料は、財務会計システム機器を平成26年度途中からリースしており、26年度は6か月分のリース料だったものが、27年度においては通年のリース料となることから、今回増額となっております。

その他の歳出につきましては、前年度と大きな差異はございません。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田 慎一 事務局長 着席〕

**議長（仮屋 秀一君）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。

以上をもって討論を終了いたします。

**議長（仮屋 秀一君）** これより、表決に入ります。

それでは、議案第6号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件については、原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「御異議なし」と認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

**議長（仮屋 秀一君）** 次は、日程第9 議案第7号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

ここで、当局の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

前田事務局長。

〔前田 慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 議案第7号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明いたします。

議案書の65ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,729億2,283万1千円としており、前年度より72億1,136万円の増となっております。また、第2条で、一時借入金の限度額をこれまでと同額の15億6千万円といたしております。

72ページをお開き願います。

予算総額の増は、主として歳出の第2款 保険給付費が前年度より58億3,169万3千円の増となっていることなどによるもので、この保険給付費につきましては、平成26・27年度の保険料率改定のために算出した、平成27年度の保険給付費の見込み額を計上したものでございます。

それでは、主な点について事項別明細書で御説明いたします。

73ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

第1款 市町村支出金 第1項第1目 事務費負担金は、業務課職員の共通経費や医療費適正化事業等に対する市町村の負担金で、219万9千円増の5億2,401万2千円を計上いたしております。

第2目 保険料等負担金は、前年度と同額の194億4,123万2千円を計上いたしております。

第3目 療養給付費負担金は、4億7,386万4千円増の216億2,797万円を、また、第2款 国庫支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、14億2,159万2千円増の648億8,391万円を、それから74ページになりますが、第3款 県支出金 第1項第1目 療養給付費負担金は、4億7,386万4千円増の216億2,797万円を、それぞれ計上いたしております。これらは、いずれも算出基礎となります平成27年度の給付費等総額見込みの増によるものでございます。

73ページの第2款第1項第2目 高額医療費負担金及び74ページの第3款第1項第2目 高額医療費負担金は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費に係る国及び県の負担金でございますが、それぞれ3,463万6千円増の9億2,272万7千円を計上いたしております。

73ページにお戻りいただきますが、第2款第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金は、5億2,235万8千円増の264億8,071万7千円を計上いたしております。これは、算出基礎となります給付費等総額見込みの増によるものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、重複・頻回受診者訪問指導事業、長寿健診や口腔検診事業、また、著しく高額な医療に関する給付への補助金で、1,459万3千円増の1億1,218万7千円を計上いたしております。

第4目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、被扶養者及び低所得者の保険料軽減措置に係る補填財源として交付されますが、前年度と同額の20億7,174万7千円を計上いたしております。

74ページをお開きください。

第3款 県支出金 第2項第1目 財政安定化基金交付金は、前年度と同額の10億円を計上いたしております。

第4款 支払基金交付金 第1項第1目 後期高齢者交付金は、23億6,319万5千円増の1,078億6,035万円を計上いたしております。これは、国保・健保等現役世代が加入する各医療保険者からの支援金でございますが、算出基礎となります給付費等総額見込みの増によるものでございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金 第1項第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1件あたり400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について、国保中央会が全国レベルで財政調整を行った上で交付する交付金でございます。28万1千円減の2,914万円を計上いたしております。

第7款 繰入金 第2項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、低所得者等に係る保険料軽減対策の財源などに充てるため基金から繰り入れるもので、777万1千円増の18億9,885万5千円を計上いたしております。

75ページを御覧ください。

第8款 諸収入 第3項第1目 第三者納付金は、交通事故等に係る医療費について、加害者への損害賠償請求事務を委託している国保連合会から納付される損害賠償金でございますが、交通事故等が増加傾向にございますことから、1億1,626万5千円増の4億1,174万3千円を計上いたしております。

第9款 繰越金は、平成26年度歳出予算の予備費の予算現額と同額となる30億8,477万4千円を計上いたしております。

続きまして、歳出でございます。

76ページ、77ページをお開き願います。

第1款 総務費 第1項第1目 一般管理費は、5,858万8千円増の3億6,407万3千円を計上いたしております。主なものは、第13節 電算処理システム保守運用や訴訟関係弁護士などの委託料、第14節 電算処理システム機器等の賃借料、第19節 派遣職員の人件費負担金などでございます。

77ページの第2項 医療費適正化事業費 第1目 レセプト

点検事業費は、レセプト二次点検業務委託料や国保連合会へのデータ作成業務委託などで、12万円減の1億4,613万9千円を計上いたしております。

第2目 訪問指導事業費は、重複・頻回受診者訪問指導に係る市町村への業務委託料などで、25万5千円減の1,767万6千円を計上いたしております。

78ページをお開きください。

第5目 医療費通知事業費は、被保険者に対する医療費通知書の年3回分の郵送料と通知書作成業務委託料で、16万8千円減の3,781万5千円を計上いたしております。

第6目 第三者行為求償事業費は、交通事故などの第三者行為に関する求償事務に係る国保連合会への業務委託料で、事故等が増加傾向にあることから、585万8千円増の2,088万7千円を計上いたしております。

第2款 保険給付費 第1項第1目 療養給付費は、55億471万6千円増の2,522億1,513万8千円、79ページの第2目 療養費は、1億3,375万9千円増の22億9,209万2千円を計上いたしております。

また、第2項 高額療養諸費 第1目 高額療養費は、2億2,531万8千円増の113億9,664万円、第2目 高額介護合算療養費は、3,162万2千円減の2億8,653万2千円を計上いたしております。

これらは、いずれも平成26・27年度の保険料率改定のために算出した、平成27年度の保険給付費の見込みに基づくものでございます。

第2款第1項第3目 審査支払手数料は、1,136万2千円増の5億6,415万3千円を計上いたしております。これは、国保連合会へのレセプト審査支払手数料で、審査レセプト数の増加が見込まれることによるものでございます。

第3項 その他医療給付費 第1目 葬祭費は、1,184万

円減の3億2,028万円を計上いたしております。

第3款 県財政安定化基金拠出金 第1項第1目 県財政安定化基金拠出金は、広域連合の保険財政の安定を図るための基金への拠出金でございますが、前年度と同額の1億1,584万1千円を計上いたしております。

80ページをお開き願います。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金 第1項第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、231万7千円増の3,811万8千円を計上いたしております。これは、1件あたり400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える部分について、国保中央会が広域連合における高額医療費の発生による財政影響を緩和するために実施する特別高額医療費共同事業の財源となる拠出金でございます。

第5款 保健事業費 第1項第1目 健康診査費は、3,170万6千円増の2億3,406万円を計上いたしております。これは、市町村が実施する健康診査に対する補助金などございまして、受診率を17%、受診者数を約4万5千人と見込んでおります。

第2目 その他健康保持増進事業費は、224万6千円増の1,275万1千円を計上いたしております。これは、被保険者の口腔の健康を維持することにより健康寿命の延伸を図るため、前年度に75歳に到達した被保険者を対象とする口腔検診事業でございまして、受診率を11.8%、受診者数を2,100人と見込んでおります。

81ページを御覧ください。

第6款 基金積立金 第1項第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、低所得者等に係る保険料軽減措置等の財源に充てるため、国から交付される交付金とその運用益を基金に積み立てるものでございまして、47万2千円増の20億7,313万6千円を計上いたしております。

82ページをお開き願います。

第9款 予備費は、12億6,314万6千円増の27億3,973万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一君） 本当にまた今年も大変な運用がされているなど。給付費も増えていくという中で、やっぱり制度の様々なこの後期高齢者が持っている制度そのものが、様々な形で問題が出てきているというのが一層明確になったのかなというふうに、感想なんですけれども、1つは、先ほど言いましたけど、軽減措置が段階的に廃止ということもあったり、また、一方では消費税の増税の問題とか含めて、介護保険等々負担が大変な、高齢者をめぐる状況ではあるんですけれども、1点目は、高齢者の生活実態をどのように認識されているのか、1点お聞きをしたいというふうに思います。

そして連合長に改めてまたお聞きをしたいと思うんですけれども、こういう中、どうしてもまた来年度、保険料の様々な問題も出てくるやというような形と、もう一方では、先ほど言われたとおり、国が軽減措置の廃止を段階的にやっていくということが出てきています。

そういう中で、本当に先ほど連合長が言われたとおり、安心して医療が受けられるということにおいて、これが円滑に運営されていくことが大事だということも言われていましたけれども、果たして本当にこの制度の中で、そういうことがのぞまれていくのか。私はやっぱりこの問題というのは、当初から言っているとお

り、この制度自体にやっぱり問題があるから、この中では解決できないだろうということで、元の保険制度へ戻すべきだということをお訴えてきたんですが、この点について、改めて本当に様々な問題が解決するのか、お聞きをしたいというふうに思います。

もう1点目は、収入との関係で、軽減措置のことでお聞きをしたいと思いますと思うんですが、全国では約865万人というようなことが言われていますけれども、先ほど9割、8.5割の軽減の人数も言っていたんですが、再度、今年が、27年度、どのくらいの方が、その対象になるのか。そして保険料がそういう方々はどうなっていくのか。なおかつまた、金額的にはどういうものが影響が出てくるのか。その点を、保険料の問題との関係で、お聞きをしたいと思います。

あと歳出の関係で、やはり健康なまちづくりも含めてなんですが、健康づくりが非常に大事だというのは、これは今の医療制度の中でも、いかに保険料の上昇を抑えるかという点では、皆さんが取り組んでいらっしゃる中身だし、本県も口腔検診事業など、まさに全国的にも先進事例になるような取り組みをされているというふうに思うんですが、しかし、その実施義務は市町村にあるということで、市町村もなかなか人員削減の中で、厳しい状況で、なかなか十分な対応ができないというのが一方ではあると思うんですが、国は重症化予防のための広域連合にそういう具体的な事例を示して、きちっと保健指導の勧奨ができるような、そういう様々な事例も示していると思うんですが、改めてここの健康づくりが重要だと思うんですが、そういう意味での受診勧奨を含めたそういう保健指導というところで、もっともっと県が関わるべきではないかなというふうに思うんですが、その点についてお聞きをしたいと思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（仮屋 秀一君） 岩切連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

**広域連合長（岩切 秀雄君）** 冒頭で開会の説明いたしましたとおり、この連合が円滑に進んでいるということに疑問を持つというような質問でありました。

平成18年の6月に医療制度改革関連法が成立いたしましたして、それ以来、都道府県においていろんな準備が進められてきたのも事実でございますし、鹿児島県におきまして、平成18年7月に鹿児島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が出来上がりました、ここで十分な審議をしてきたと理解しております。その後、いろんなことがありました。

まず名前がいいかとか、そういうことが全国的に言われまして、いろいろきましたけど、結果的に平成20年4月にこの制度が始まりまして、設立されたわけでございます。

今日に至るまで、各都道府県いろんなことで検討をされてきたと思っておりますが、この連合長会が九州地区でもありますし、全国的な協議会も設立されて、いろんな意見を国に対して要望してまいりました。

そういう意味を含めると、平成25年8月に社会保障制度改革国民会議の報告が出されたわけですが、これによって現行制度が確立されました。

したがって、私としては、最初から比べるとかなり充実されたものと理解しており、今後においても円滑な運営を進めるべきであろうというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 軽減措置の関係でございますけれども、平成27年度におきましては、私どもの当初予算のほうでの見込

みといたしましては、均等割の9割軽減が7万4,954人、軽減額といたしまして約34億7,700万円、それから8.5割軽減が6万6,855人、軽減額といたしまして約29億2,800万円ほどを見込んでいるところでございます。

それから保険料がどうなっていくかということでございますけれども、この特例措置がなくなることを踏まえまして、私どもの県内の被保険者の方々の保険料がどのように変わっていくかということについては、まだ具体の試算をしているわけではございませんけれども、これは新聞報道等にも以前ございましたように、月額保険料がそれぞれ現在の水準から3倍から5倍くらい上がるのかなと、本県においてもそのような状況が出てくるのかなというふうに見ているところでございます。

それから保健事業のことについてお尋ねがございました。市町村に対する保健事業の指導等についてということでございますけれども、これは私ども広域連合といたしまして、当然この保健事業の実施ということにつきましては、今後の高齢者の方々の健康の維持増進、健康寿命の延伸といったようなことから、非常に重要な取り組みであるというふうに認識をしているところでございます。

そういった中で、私ども広域連合といたしまして、広域連合が主体的に実施主体となっていく口腔検診事業等もございまして、もちろんその実施にあたりましては、市町村をはじめ関係の機関、そういったところと連携を取りながら進めていくことは、極めて重要だというふうに思っているところでございます。

そういった中で、私ども運営委員会の幹事会の下に保健事業部会というのを持っておりますので、その保健事業部会における市町村の担当の方々の協議、検討を行いまして、やっぱり一体となって今後進めていくと。そういった中で、私どもが指導力を発揮しなければならない場合も当然あるかと思っておりますので、そのへんは鋭意私どものほうでも積極的に関わりつつ、やはり市町村そ

れから県も含めまして、関係機関、団体、一体となって、今後の保健事業の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔前田慎一事務局長 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

**6番（持留 良一君）** 特に保健事業については、是非そういう、ある意味でのリーダー的な役割を發揮していただきたいというふうに思います。

やっぱりこれが保険料の抑制につながるというのは、全国の先進的な自治体でも明らかな取り組みですので、是非、この点については、もっと予算も含めて、重点的な課題として取り組んでいただきたいなというふうに思います。

問題はやはり、先ほど連合長が言われたとおり、円滑に安定的と言いますが、実際にやっぱり負担している高齢者の皆さんにとったら、やはりこの負担というのは大変なものがあるというのは、今の説明でも3倍から4倍、保険料は上がるであろうというようなことも言われています。

そしておまけに、取り巻く環境では、先ほど言ったとおり、消費税の問題もありますし、介護保険料の今度また第6期の事業計画が、それぞれの自治体でも進んでいるかと思いますが、これも負担が増えるという状況の中にあります。

おまけに、高齢者の基本的な生活を支える年金問題、これはマクロ経済スライド制の導入とか含めてありますので、いわゆる収入はそれほど増えなくて、逆に出るほうはどんどん増えていくという中で、こういう医療保険なんかでも、さらに高くなっていくとなると、これは当然、生活そのものをどうするか、もっと言えば医療そのものをどうするかというふうになると思うんですよね。

この前、民間の医療関係の団体が示したのでも、受診はするけ

れども、あと医療は受けないという方が6割から7割はいらっしゃるんだという実態も生まれてきています。

おまけに、この中身からいっても給付費が増えていくとなると、さらに今後、大変厳しいこの医療制度が持っている制度があるのかなというふうに思います。

そういう意味でも、私は先ほどお聞きしたかったのは、高齢者の本当の生活実態をどう把握されているのか。その中で今回のこういう形の中で、広域連合として、確かに国の制度ですから、それぞれ自治体、県としては、ある程度の限界はあると思うんですよ。

どうしても取り組む以上、大本は国が作る制度ですので、そうしてやると、それは自治体も限界があると。しかし、そういう中でもどうやって、やっぱり先ほど言われたとおり、事業会計の安定化と、高齢者が安心して医療を受けるためにはどうするかというのは出てくると思うんですよ。

そうやってきた時にやっぱり、それに必要な対策というのは、それぞれがいろんな形で取らなければいけないというふうに思うんですが、そういう実態を踏まえた形で、改めてこの問題について対策の問題点とか必要性とか、そういうのは感じられなかったのか。その点をお聞きしたいと思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** 高齢者の方々の生活実態ということでございますけれども、とりわけ保険料等の納付が困難な低所得者の方々、そういった方々には、いわゆる短期被保険者証が発行されているという状況がございます。

これにつきましては、その短期被保険者証を、1か月ないし3か月という期間でございますので、その更新に際しまして、市町

村において、その対象者の方々の直近の生活実態、生活の状況、そういったものを把握しながら、納付相談を行うといったようなことで、そういった方々の生活実態を細かにお聞きしながら、対応に努めているといったような状況がございます。

それから、なかなかその更新のために役場に足を運ぶことのできない方々、そういった方々には、また様々な、電話をかけたりとか、あるいは訪問をしたりとか、あるいはなかなか御本人に会えない場合は、その親戚の方々に状況をお尋ねするといったようなことで、これは市町村のほうにいろいろ御苦労いただきまして、様々なツールを使って、生活の実態の把握に努めて、また、それを踏まえた上でのきめ細かな対応を取るといったようなことに努めているところでございますので、今後とも私ども、また市町村とも連携を取りながら、そういった方々の実態を踏まえて、制度の運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔前田 慎一 事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一 君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 持留議員、反対討論ですか。

6番（持留 良一 君） はい。そうです。

議長（仮屋 秀一 君） 許可いたします。どうぞ。

〔持留良一議員 起立〕

6番（持留 良一 君） それでは、議案第7号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

今、縷々、様々な議論もさせていただきましたけれども、やは

り今の制度では根本的に高齢者の安心して医療や生活を守るという観点からも、やはり制度自体では解決できないというふうに思います。

特に今回は保険料の軽減措置を段階的になくすという計画になっています。高齢者の生活を支える時には、基本的には年金であります。この間も減らされ、さらにマクロ経済スライドの導入でさらに生活は悪化していくことは、もうこれは明らかだというふうに思います。

高齢者の生活は、消費税増税による影響、さらに医療、介護の負担も膨らみ、長生きをするにもますます辛くなっているというのが現状だというふうに思います。この中での軽減措置をなくす改悪は、やはり絶対許されるものではないと思います。

御存知のとおり、後期高齢者医療制度は2008年度から実施され、公的医療保険から切り離し、別立ての医療制度に囲い込んだもので、年齢で医療を差別する制度は、世界でも異例のものです。

制度が始まるや、国民の怒りが爆発して、自公民の政権は保険料軽減措置などを行い、鎮静化を図りましたが、今回、厚労省が廃止計画をしている軽減措置は、この時のものであります。

この時、政府は、改善の象徴と盛んに宣伝をしていました。今頃になって梯子を外すようなやり方で負担等を迫ることは、道理がありません。国民の痛みを全く分かっていないものと言わざるを得ないものだというふうに思います。

制度発足より7年を迎えようとしている中、弊害はいよいよ浮き彫りになってきていると思います。年ごとの保険料の改定の度に保険料は引き上げを繰り返しています。保険料を払えず滞納した75歳以上の人は、全国で約25万人もあり、本県でも約300人近くなってきています。さらに大きな問題は、差し押さえもあるということです。

保険証の問題でも、今、先ほど出ましたけれども、短期保険証

は約300人に達しています。これらの人は年金が少なく、天引きの対象者にならない、低所得者の高齢者がほとんどではないかと考えています。

保険料支払いが困難な高齢者が広がっている中に、軽減措置廃止という負担増を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにほかならないと思います。

問題だらけのやはりこの制度は廃止をし、元の保険制度に戻すことが、本当にベストだというふうに思います。

長生きした人達に辛い思いをさせる医療制度は、全ての世代にとって不幸です。消費増税が社会保障充実のためという口実は、これらからも成り立たない問題だというふうに思います。

大企業等に応分の負担を求め、必要な財源を確保し、安心して長生きできる社会保障の再生及び拡充の転換することが、いよいよ私は大事だと思います。

こういうことを指摘をして、本年度のやっぱり後期高齢者医療特別会計予算には反対をしたいというふうに思います。以上です。

〔持留良一議員 着席〕

議長（仮屋 秀一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって討論を終わります。

議長（仮屋 秀一君） これより、議案第7号「平成27年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本案に異論がございしますので、この採決は起立により行います。

本件については、原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「起立多数」であります。

よって、本件は原案どおり可決されました。

議長（仮屋 秀一君） 次に、日程第10「一般質問」を行います。

当広域連合議会は発言通告制をとっておりませんので、質問のある議員は挙手・起立の上、自席において発言をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 持留議員。

〔持留良一議員 起立〕

**6番（持留 良一君）** 1つ、議員研修会の時に説明があったようなのですが、後期高齢者の軽減判定所得の見直しに伴う対応についてということが資料のほうにあります。これは、改正は専決処分による対応を検討したいというようなことが出ていますが、先ほど臨時会の問題も出たんですけれども、やはりこの問題というのも重要な問題であるし、その臨時会の必要性というのはないのかですね。

やっぱり今の議会の基本的に年2回というスタイルですけれども、ほかのやっぱり広域連合においても、いろいろ回数が多かったりとかいうこともありますけれども、この点についてどうなのかということと、もう1つは、この間、いろいろ減免等の内容について、その拡充というんですか、そういうことも含めてお願いもし、また、その間、いろいろ調査もするというのも言われてきたと思うんですが、そういう中で今の現状、経過も含めてどうなっているのか、この2点についてお聞きをしたいと思います。

〔持留良一議員 着席〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（仮屋 秀一君）** 前田事務局長。

〔前田慎一事務局長 起立〕

**事務局長（前田 慎一君）** まず保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しでございますけれども、これにつきましては、平成26年度におきましても、4月から、2割、5割軽減の見直しが行われまして、拡充がされたところでございますけれども、また平成27年4月から、さらにまた、5割、2割軽減の拡充が図られるという予定になってございます。

これにつきましては、その見直しに係る政令の閣議決定公布が2月下旬以降ということになってございます。

ということで、やはり国からの正式なそういった通知を待って、私どももまたこれを変更しなければいけないということがございますので、時期的に申しまして、4月1日からの施行でございますので、それが来て、3月中にはどうしてもこの改正をしなければいけないということがございます。

そうした時に、臨時会ということになりますと、それぞれ広域連合の議員の皆様方も、それぞれの市町村の議会のたぶん開会中ではないかということで、なかなか臨時会の開催が難しいという状況でございますので、私どもといたしましては、専決処分も致し方ないのかなというふうに、今、考えているところでございます。

それから、その減免等、独自の取り組みについての私どもの調査・研究はどうなっているかというお尋ねかと思えます。

これまでも持留議員のほうからは、本県といたしましても独自の軽減措置を取れないかといったようなことで、いろいろ御意見、御要望、御提案もいただいているところでございます。

私どももそれを踏まえまして、いろいろとほかの広域連合の取り組み等について調査もいたしております。

そういった中で、私どもが、今、把握しておりますのは、なかなかこの広域連合におきましても、そういう独自の対応といったのが、やっている状況にはないのかなと。

ただ、東京都の広域連合におきましては、所得割の軽減、これをまた独自で実施しているという事例がございました。

その独自の軽減対策を取った、その部分の負担につきましては、東京都内の区、市町村で、その一部を負担しているといったような状況がございますので、またそのへんの負担がどの程度の水準にあるのかとか、今後またそのあたりの状況については、さらに詳しく調査をする必要があるのかなと。

私どもの県の広域連合として、そういったことが対応が取れる

かどうかも含めまして、今後もさらにいろいろな調査・検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔前田 慎一 事務局長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 別に発言がなければ、これをもって「一般質問」を終了いたします。

議長（仮屋 秀一君） 以上で、今議会に付議された案件はすべて議了いたしました。

ここで、岩切広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

岩切広域連合長。

〔岩切秀雄広域連合長 起立〕

広域連合長（岩切 秀雄君） 定例会の閉会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方には慎重な御審議を賜り、また、御提案いたしました議案について、いずれも原案どおり可決を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

当広域連合といたしましては、今後とも、各関係機関、団体とも連携を図り、本制度の円滑な運営を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも、制度の運営について、御理解・御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔岩切秀雄広域連合長 着席〕

議長（仮屋 秀一君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

= 閉会：午後3時17分 =

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 仮 屋 秀 一

署名議員 竹 田 光 一

署名議員 霜 出 勘 平